

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (H19.4.1～H20.3.31)

処分内容	処分者数(人)	処分事由
免職		
降任		
休職	3	病気休暇が引き続き90日を経過
降給		
失職		
合計	3	

(注) 分限とは…職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことが出来ない場合等に、本人の意に反してもその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。

(2) 懲戒処分者数 (H19.4.1～H20.3.31)

処分内容	処分者数(人)	処分事由
免職	—	—
停職	—	—
減給	—	—
戒告	—	—
訓告等	—	—
合計	—	—

(注) 懲戒とは…職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことです。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の特例 (H19.4.1～H20.3.31)

事由	人数
研修を受ける場合	43
厚生に関する計画の実施に参加する場合	134
その他(職務上必要な講演会等へ参加等)	74

(注) 地方公務員法により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき立場にありますが、職務に専念する義務は、法律または条例に特別の定めがある場合は免除されます。

(2) 営利企業等従事許可 (H19.4.1～H20.3.31)

事由	人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	
報酬を得て事業または事務に従事する場合	1

(注) 営利企業等の従事許可は、職員の職と当該営利企業等との間に特別の利害関係がなく、またはその発生のおそれなく、かつ、営利企業等に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合に許可されます。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況 (H19.4.1～H20.3.31)

区分	主な内容	参加(受講)者(人)
市主催研修	交通事故防止研修、新規職員研修、人権問題研修、通信研修、本別町行政実務研修等	1,844
市主催以外の研修 ・徳島県自治研修センター他	吏員研修、市町村職員中央研修所研修、人権問題研修、各種専門研修等	195

7 職員の福利および利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (H19.4.1～H20.3.31)

区分	受診者数(人)
各種がん検診・結核健診	258
人間ドック	185
定期検診等	396
健康相談	25

(2) 公務災害の状況 (H19.4.1～H20.3.31)

区分	災害の概要
4	前腕切創、尾椎骨折、両太腿挫創、腹部打撲傷等

(注) H19.4.1～H20.3.31の間の公務災害認定状況

8 公平委員会の業務の状況 (H19.4.1～H20.3.31)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数	措置要求の概要
0	—

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立件数	不服申立ての概要
0	—

(3) 育児休業および介護休暇の状況 (H19.4.1～H20.3.31)

・育児休業

	男性(人)	女性(人)
新たに育児休業を取得した者	0	5
前年度から引き続いている者	0	5

・介護休暇

	人数
新たに介護休暇を取得した者	0
前年度から引き続いている者	0

(4) 特別休暇制度 (H19.4.1 現在)

種類	期間
感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律による交通シャ断または隔離	その都度必要と認める期間または時間
風、水、震、火災その他非常災害による交通シャ断	その都度必要と認める期間または時間
風、水、震、火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失または破壊	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間または時間
交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	その都度必要と認める期間または時間
証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める期間または時間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間または時間
所轄庁の事務または事業の運営上の必要に基づき事務または事業の全部または一部の停止(台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。)	その都度必要と認める期間または時間
通信教育における面接授業を受ける場合	1年につき20日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
女性職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回、1回30分
父母、配偶者または子の祭日	父母または子の死亡後15年の年数内で特別の行事の日
職員の婚姻	週休日を除き、7日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
配偶者の分娩	職員の妻が出産するため病院に入院等する日から当該出産の日後2週間を経過する日までで2日間
妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始めまたは終わりにつき、1日を通じ1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間
妊娠中または分娩後に母子保健法第10条または第13条に規定する保健指導または健康診査を受ける場合	次に定める区分および回数に従い、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間 妊娠23週～4週間に1回、妊娠24週から35週～2週間に1回等
職員の分べん	分べん予定日前6週間目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において、あらかじめ必要と認める期間
誕生日において勤務することが著しく困難である女性職員の誕生日	2日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
夏期休暇	一年度の7月から9月までの期間内における週休日および休日を除いて6日間の範囲内の期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録の申出を行い、または骨髄移植のため配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
勤続年数が10年、15年、20年、25年、30年および35年の職員が心身のフレッシュのため勤務しないことが相当であると認められる場合	新たに採用された日の翌日から起算して10年、15年、20年、25年、30年および35年を経過する日の属する年の週休日を除いて連続する5日の範囲内において、その都度必要と認められる期間
忌引	職員の親族が死亡した場合で、葬儀等のため勤務しないことが相当であると認められた場合 配偶者、父母…7日、子…5日等
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において5日の範囲内の期間
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合につき一の年につき5日間以内
職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内で日または時間
前各号のほか、市長が特に認めた場合	当該事項につき市長が必要と認める期間